

八王子市立学校における新型コロナウイルス感染症の基本的な感染症対策における
マスクの着用の考え方と人権への配慮について

日頃より、八王子市立学校における教育活動に対する御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

令和4年5月24日付 文部科学省より「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が示されました。

このことにより、八王子市立学校における基本的な感染対策は何ら変更するものではありません。しかし、マスク着用に関して、これから気温・湿度が高くなる季節になるため、熱中症のリスクも高くなることが懸念されます。また、人権への配慮について、マスク着用の有無で児童・生徒がお互い嫌な思いをしないようにすることが求められています。

八王子市立学校においては、下記の点に留意しながら、引き続き感染症対策を講じた上で、教育活動を実施いたします。

記

1 学校の感染防止対策について

八王子市立学校における基本的な感染対策は、何ら変更するものではありません。

- ・健康観察（毎朝の検温 風邪症状等がある場合は登校を控える 等）
- ・マスクの正しい着用
- ・手洗い（特に給食前後、共有物の使用前後、休み時間終了時 等）
- ・十分な換気（エアコンを使用時も窓やドアを開けての換気する 等）

2 学校生活におけるマスクの着用が不要な場面

熱中症は、児童・生徒の命に関わる危険があることから、学校は、熱中症への対応を優先します。

このことを踏まえ、これから夏季を迎えるに当たって、学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例を以下に示します。

- ・熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外します。
 - ・屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業及び運動部活動の際には、マスクを外して学習や活動を行います。
 - ・運動会や体育祭などでは、競技中は熱中症のリスクが高いことからマスクを外します。
 - ・休み時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わない教育活動等においてもマスクを外します。
- ※なお、これらの例は、児童・生徒のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、学校は、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒に対しても適切な配慮をします。

3 学校におけるマスクの着用の考え方について（人権への配慮）

学校は、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるように指導します。

- ・マスクの着用については、様々な症状や障がい等があってもマスクを着用したくても着用することができない人がおり、マスクを外していることをもって、偏見や差別につながるような行為は許されるものではないことを指導します。
- ・今後の状況によっては、マスクを外して生活する場面や教育活動等を行う場面が増えた場合においても、現段階とは逆に、マスクを着用することに対する偏見や差別につながるような行為が起きることがないように指導します。

※学校では、「特別の教科 道徳」や「特別活動」等、児童・生徒の発達段階に合わせて指導します。

4 御家庭内で気を付けていただきたいこと

- ・感染経路を絶ち、学校内に新型コロナウイルスを持ち込まないようにするため、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底を図るとともに、健康的な生活（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事）により抵抗力を高めるようにお願いします。
- ・児童・生徒が、差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためには、正しい情報を得ること、悪い情報ばかりに影響を受けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切です。
- ・学校では、感染者、濃厚接触者とその家族、ワクチンの接種の有無、マスクを外すことやマスクを着用することなどをもって、偏見や差別につながるような行為は許されるものではないことを指導しています。保護者の皆様にも御理解いただき、御家庭でもお子様にお伝えいただくようお願いいたします。

※上記の対応は、5月26日（木）現在のものであり、今後変更になる場合があります。

【問合せ先】

八王子教育委員会
学校教育部教育指導課
電話 620-7412